

子育て世代を定着させる企業にしませんか？

令和7年10月1日より「柔軟な働き方を実現するための措置」が施行されます
施行までに、「過半数労働組合等の意見聴取」と「就業規則への規定」が必要です

柔軟な働き方を実現するための措置

対象者 3歳～小学校就学前の子を養育する労働者

措置 下の①～⑤の中から、**2以上**の制度を選択して措置する

- | | | |
|---|---|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 始業時刻等の変更② テレワーク等(10日/月)③ 保育施設の設置運営等④ 新たな休暇の付与(10日/年)⑤ 短時間勤務制度 | } | 所定労働時間を短縮しない働き方 |
|---|---|-----------------|

労働者は、事業主が講じた措置の中から**1つ**を選択して利用することができます

一導入までの流れ

01



意見聴取

過半数労働組合等の
意見を聴く場を設ける

02



措置の選択 **2以上**の制度を選択

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 新たな休暇の付与(10日/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

03



就業規則に定める

講じた措置について就業規則や育児・介護
休業規程等に定めなければいけません

04



個別周知 意向確認

労働者の子が1歳11か月～2歳11か月の1年間に

02

の措置についての周知と意向の確認

**就業規則の整備を進め、両立支援等助成金(育休中等
業務代替支援コース)を申請しませんか？**

- ① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると
最大 140万円/人 支給！ うち **最大 30万円 先行支給！**※1
⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると
最大 128万円/人 支給！ うち **最大 23万円 先行支給！**※2
⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ③ 支給対象となる企業規模を **全産業一律 300人以下** に拡大！

17



両立支援等助成金の企業活用例

育休中等業務代替支援コース(手当支給等)

A 育休取得者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

●課題

育休を取るAさんに代わって業務を行う、周囲の従業員の負担軽減とモチベーションアップが必要。

●企業側の取組

○社労士に委託して、1, 2の取組を実施。

1. 就業規則等に「育休応援手当」を規定。

対象者: 業務を代替する係の全員

支給額: 一律月2万円/人

2. 業務見直し・効率化の取組実施

○Aさんは育児休業を取得(1年間)、
Aさんの業務代替者6人に手当を支給。

●助成内容

128万円(うち29万円を先行受給!)

① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)

② 業務代替手当 108万円(手当支給の3/4)

Aさんが育休を開始した1か月後に、
29万円(①+②の1か月分)を先行受給!

●手当支給による効果

- ・ 代わりに働いた6人は、より納得して仕事をする事ができた。(離職防止にも寄与。)
- ・ Aさんが職場復帰する頃には、係の業務シェアが進み、皆が有給休暇を取得しやすくなった。

助成金を活用

5年間助成金を活用し、その後は休業者に支払わなかった賃金の一部を充てることで制度を恒久化!

B 短時間勤務者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

●課題

多様な働き方のできる職場環境づくりを進めたいが、短時間勤務者の業務を代替する従業員にどう配慮してよいか分からない。

●企業側の取組

○社労士に委託して、1, 2の取組を実施。

1. 就業規則等に「育短サポート手当」を規定。

対象者: 業務を代替する係の全員

支給額: 業務に応じて月1万~1万8千円/人

2. 業務見直し・効率化の取組実施

○Bさんは短時間勤務制度を利用(2年間)、
Bさんの業務代替者3人に手当を支給。

●助成内容

92万円(うち23万円を先行受給!)

① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)

② 業務代替手当 72万円(手当支給の3/4)

Bさんが制度を利用開始した1か月後に、
23万円(①+②の1か月分)を先行受給!

●手当支給による効果

- ・ 短時間勤務に対して気まづさがなくなった。
- ・ 離職防止に繋がるとともに、子育て世代の求職者からの問い合わせが増加。

助成金を活用



その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

